

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公開番号】特開2018-64569(P2018-64569A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2017-224618(P2017-224618)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 0 7 K	16/30	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	1/18	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
C 0 7 K	16/30	
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	1/21	
C 1 2 N	5/10	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	1/18	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	45/00	

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月16日(2018.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

SEQ ID NO: 26のアミノ酸配列と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有する重鎖成分と、SEQ ID NO: 27のアミノ酸配列と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有する軽鎖成分とを含み、かつモノクローナル抗体5F4によって認識される抗原に結合する、単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項2】

SEQ ID NO: 26のアミノ酸配列と少なくとも90%同一なアミノ酸配列を有する重鎖成分と、SEQ ID NO: 27のアミノ酸配列と少なくとも90%同一なアミノ酸配列を有する軽鎖成分とを含む、請求項1に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項3】

SEQ ID NO: 26のアミノ酸配列と少なくとも95%同一なアミノ酸配列を有する重鎖成分と、SEQ ID NO: 27のアミノ酸配列と少なくとも95%同一なアミノ酸配列を有する軽鎖成分とを含む、請求項1に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項4】

CEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体がヒト化抗体である、請求項1~3のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項5】

Fab断片、Fab'断片、Fv断片、F(ab')₂断片、一本鎖断片、ダイアボディ、または線形抗体である、請求項1~4のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項6】

標識に連結されている、請求項1~5のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分。

【請求項7】

請求項1~6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分と、前記抗体またはその抗原結合部分とイムノコンジュゲートを形成する剤とを含む、イムノコンジュゲート。

【請求項8】

前記剤が、化学療法剤、毒素、放射活性同位元素、低分子、siRNA、ナノ粒子、またはマイクロバブルである、請求項7に記載のイムノコンジュゲート。

【請求項9】

請求項1~6のいずれか1項に記載の抗体を含む、診断キット。

【請求項10】

請求項1~6のいずれか1項に記載の抗体と担体とを含む、組成物。

【請求項11】

請求項1~6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分と、薬学的に許容される担体とを含む、薬学的組成物。

【請求項12】

癌を処置するための、請求項1~6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分を含む薬学的組成物。

【請求項13】

腎臓癌を処置するための、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項14】

癌が、黒色腫、肺癌、結腸直腸癌、膀胱癌、甲状腺癌、または前立腺癌である、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項15】

癌または腫瘍を有する対象における腫瘍細胞浸潤を阻害するための、請求項1~6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分を含む薬学的組成物。

【請求項16】

1つまたは複数の化学療法剤、血管新生阻害剤、細胞傷害剤、または抗増殖剤と組み合わせて使用される、請求項12~15のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

【請求項17】

細胞におけるCEACAM1発現および/または機能を阻害することによって腫瘍成長を阻害するおよび腫瘍サイズまたは腫瘍転移を減少させるための、請求項1~6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分を含む薬学的組成物。

【請求項18】

腫瘍細胞におけるCEACAM1発現および／または機能を阻害することによって癌の進行を阻害するための、請求項1～6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分を含む薬学的組成物。

【請求項19】

CEACAM1標的化分子イメージングのための、請求項1～6のいずれか1項に記載の単離されたCEACAM1特異的組換え型モノクローナル抗体またはその抗原結合部分を含む薬学的組成物であって、前記CEACAM1標的化分子イメージングが、治療剤の投与と組み合わせて実施され、前記抗体またはその抗原結合部分が、造影剤にコンジュゲートされている、前記薬学的組成物。

【請求項20】

治療剤が化学療法剤、低分子、ペプチド、またはアブタマーである、請求項19に記載の薬学的組成物。

【請求項21】

(i) 5F4抗体の重鎖の可変領域と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有するアミノ酸配列をコードするオリゴヌクレオチド、もしくは(ii) 5F4抗体の軽鎖の可変領域と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有するアミノ酸配列をコードするオリゴヌクレオチドのいずれか、または(i)および(ii)の両方を含む、単離されたオリゴヌクレオチド。

【請求項22】

(i) 5F4抗体の重鎖の可変領域と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有するアミノ酸配列をコードするオリゴヌクレオチド、もしくは(ii) 5F4抗体の軽鎖の可変領域と少なくとも85%同一なアミノ酸配列を有するアミノ酸配列をコードするオリゴヌクレオチドのいずれか、または(i)および(ii)の両方を含む、単離された発現ベクター。

【請求項23】

請求項22に記載の発現ベクターを含む、単離された宿主細胞または単離された宿主細胞集団。